

「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」概要

和歌山県資料

現状・課題

陸上でみだりに捨てられたプラスチックごみが海洋へ流出し、生態系を含めた海洋環境への影響、船舶航行への障害、観光・漁業への影響、沿岸域居住環境への影響が発生

ごみがみだりに捨てられていることへの対策が必要

和歌山県ごみの散乱防止に関する条例の制定（令和2年4月施行）

条例のポイント

- ごみの散乱防止、適正処分や減量化にかかる教育・啓発を実施
- 環境監視員による不法投棄行為の監視やごみの回収命令など取締体制の強化
- ごみをみだりに捨て、回収命令に従わない者には、罰則を科す

※市町村条例で罰則を設けている自治体には、
県条例の罰則規定は適用しない
※罰則規定は令和2年10月から適用

